

鹿児島駅周辺土地利用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市浜町1番4及び1番5（以下「当該地」という。）の土地利用の方向性について協議及び検討するため、鹿児島駅周辺土地利用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、当該地の土地利用の方向性について協議及び検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(委員長等の職務)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設局都市計画部市街地まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年9月9日から施行する。

